

2023年6月2日

優生保護法下における強制不妊手術について考える議員連盟

会長 尾辻 秀久 先生

会長代行 田村 憲久 先生、加藤 勝信 先生

国会議員 各位

## 要 請 書

優生保護法被害全国原告団

優生保護法被害全国弁護団

優生保護法問題の全面解決をめざす全国連絡会

### 1 要請の趣旨

優生保護法問題の早期かつ全面的な解決のために、

- (1) 国会として衆参両院で謝罪決議を行った上で、優生保護法問題の被害者の人生被害にみあった補償を行うこと及び二度と同じ過ちを繰り返さないための実効的な調査検証等の施策の実施を含め、同問題を解決していくための新たな法律の制定を速やかに検討すること
- (2) 国が、6月1日の仙台高裁判決に対して上告せず、早期の司法解決を図るべく原告団及び弁護団との間で基本合意の締結に向けた協議を速やかに開始すること、ならびに内閣総理大臣及び厚生労働大臣が、優生保護法問題の被害当事者と面談し、謝罪する場を設けることに尽力頂くこと

を要請いたします。

### 2 要請の理由

昨年の2高裁判決（2月22日大阪高裁、3月11日東京高裁）、今年に入ってから3地裁判決（1月23日熊本地裁、2月24日静岡地裁、3月6日仙台地裁）及び3高裁判決（3月16日札幌高裁、3月23日大阪高裁、6月1日仙台高裁）は、いずれも、優生保護法の違憲性、障害者等に対する偏見差別を正当化・固定化させた責任の重大性等を指摘し、国に対し、一時金支給法で定められた一時金の額を大幅に上回る賠償額の支払いを命じました。

優生手術により尊厳を奪われた被害者に対し、除斥期間を適用することは著しく正義・公平の理念に反すると言う判断及び一時金支給法による補償が不十分であるという司法の判断は固まったというべきです。

被害者が高齢化し、次々と亡くなる現状において、これ以上、国が解決を先延ばしにすることは許されません。

私たちは、すでに昨年、優生保護法問題の全面解決にむけた要請の骨子をまとめ、提出しています。今こそ国は、全ての被害者の尊厳回復と補償、そして優生思想や障害者差別の根絶に向けた施策を実現すべく、優生保護法問題の全面解決にむけて舵を切るべきです。

憲政史上最大の悪法とも指摘される同法を長年放置してきた国会においては、自らの重大な責任に鑑み、上記要請の趣旨記載のとおり、対応頂くことを求める次第です。以上